

VI ま と め

まず今回検出した各遺構のうち、掘立柱建物 S B 120 と三棟の竪穴住居跡について述べ、ついで出土遺物について二、三ふれることにする。

掘立柱建物 S B 120 は 3 間 × 2 間の東西棟建物である。桁行の柱間は等間であるが、梁行はばらつきをみせ、平面形も幾分いびつである。この建物の周辺で検出した土壌もしくは小穴は、いずれも瓦器あるいは土師器小皿など中世の土器を含んでいるが、掘立柱建物の柱穴から出土した遺物は、瓦・土師器・須恵器のみで、中世の遺物は全く含んでいないので、そこまでは下らない。柱穴から出土した土器は小破片なので、それをもって時期を限定するのは難しいが、おおまかに奈良時代後半とみてよさそうである。ただ、それらの柱穴の土器は、柱の掘り方よりも抜穴から出土したとみれそうなので、建物の構築時期を奈良時代前半まであげて考えることができるかもしれない。そうみてよければ、S D 140 の時期とかなり近接してくる。ほかにこの建物と共存するものはほかに検出されていないが、周辺がかなり削平されており、S D 140 の柱穴の深さがわずかに 10 ～ 20 cm ほどしか残っていないことからすれば、削平されていることも考えておく必要があるだろう。

つぎに、竪穴住居跡 S B 105, S B 110, S B 115 は 3 棟とも竪穴住居内から出土した土器から、13 世紀前半の年代が想定されるものである。S B 115 は平面プランがなお明らかでない部分があるが、S B 105 と S B 110 は長軸を異にしていながらも平面形、柱の位置、内側の周溝の配置などよく類似している。小規模な貯蔵穴的なものとみられる土壌 S K 103, S K 107 をともない、それらが四隅に立つ柱の外側に位置していることも共通する。

いま、これらの住居跡が柱筋よりも外にある土壌を取り込んでいたとすれば、構造的にはやや特殊性をもつことになるだろう。それは柱を四隅に立て、梁・桁を架けるが、長軸方向の部材を片持梁にし、1 m ほど突出した構造が想定される。したがって柱と梁・桁の関係からだけみると、不安定さを拭えないことになるが、小規模な住居なので屋根を支えることは充分可能である。また、壁体についても、13 世紀前半の時期では、かなり一般的にその技術が普及していたとみられるので、さしかけた垂木の間あたりで壁をつくることもできる。その際に、この壁で土壌を取りこむこともできよう。

つぎに、これまで畿内および西日本では平安時代以降の竪穴住居跡が検出された例はきわめて少ない。平安時代のものとしてたとえば三重県新野遺跡の C 地区⁽¹⁾では、4 棟の竪穴住居跡が知られているが、それらはいずれも小規模なもので、内部には火を使用した痕跡は確認されているけれども、かまどを欠いており、その報告によれば、附属的な建物の性格が考えられている。S B 105, 110, 115 は鎌倉時代まで下るもので、現段階での畿内および周辺ではこの時期

の例は知られていない。小規模で、しかも住居内にカマドを欠いているところからみれば、やはり附属的なもの、あるいは仮設的な性格が強いものと考えられるべきものであろう。これらの建物が検出された中世の軽地域は、その大部分が興福寺大乘院領に属していたことが「三箇院家抄」などによって知られる。興福寺は飛鳥の厩坂寺の後身であり、しかも藤原氏の氏寺にあたることから、中世にはこの地域におかれた藤原氏の所領を継承するとともに、自らも大々的に荘園を拡大経営している。加留庄もそれらの荘園の一つに含まれるものである。今回の調査地では、そうした荘園経営のありかたをさぐる手がかりを得るにはいたっていないが、今回検出した建物も、当時の加留庄を構成する集落と何らかの関連をもつものである。

つぎに今回出土した遺物は弥生時代から中世までのものがあるが、その量は必ずしも多くない。ここでは各遺構にともなったもののうち、主として S D140 および堅穴住居跡から出土した瓦器、土師器を中心に若干ふれておくことにする。

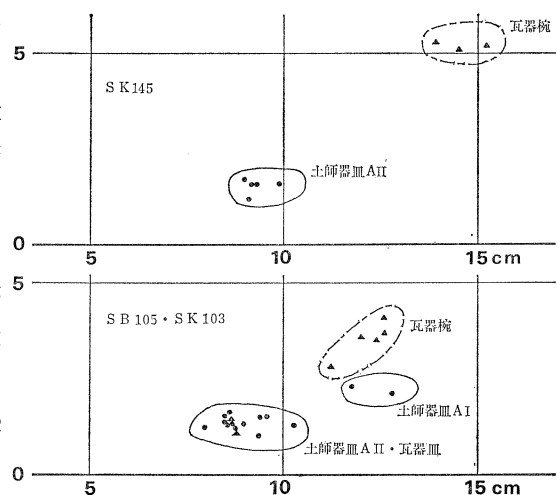
S D140からは土師器の杯AⅡ、皿A、皿C、蓋、高杯、盤A、鉢B、甕と須恵器の杯A、杯B、皿、高杯、壺A、瓶、鉢、甕などの器種が出土している、それらは各器種とも藤原宮跡から出土しているものと共通した特徴をもっている。それらが出土した遺構の性格がいま一つ明らかでないが、溝と考えてよければ7世紀末から8世紀初頭に丘陵の裾を流れていたことが想定されることになる。このS D140の土器と同様の土器は、これまで藤原宮跡のほかに、平城宮 S D1900、平城京 S D485、大阪府船橋遺跡、藤井寺市国府遺跡などからも知られている。それらの諸例を通観すると S D140は器種の組合せ、あるいは各器種の大小関係になお多くのものを欠如しており、今回得られた資料の限りでは十分なものとはいいいにくい。

つぎに堅穴住居跡および土壌などから出土した瓦器、土師器皿についてふれよう。

堅穴住居 S B105、S B110と S K145の瓦器は、白石氏によって提案されている瓦器の編年では前者は第7型式、後者は第5型式にあたることになる。その実年代は白石氏によれば S K145は12世紀中葉に、S B105、S B110は13世紀前半に想定されている。

瓦器碗は年代が下がるにつれてその法量が少なくなり、同時に外面に施される篋磨手法も省略されて粗いつくりになることは、はやくからいわれている。S K145のものと S B105、S B110の場合でも、図に示したようにその傾向を認めうる。その法量の実数値は、S K145では碗の口径13.9～15.2cm、高さ5.2cm、S B105では口径11.2～12.6cm、高さ2.8～4.1cmである。

後者では内外面に施す篋磨き手法がかなり



第19図 S K145・S B105・S K103出土土器の法量

粗くなっている。底部内面の暗文ではSK145は整った螺旋をなしているが、SB105、SB110では粗くつけているものと全くつけていないものがある。これらの例および大和における散見する同形式の諸例からすると、内面に暗文をつけるのは、SB105の時期が最終段階で、のち施文されなくなるようである。

つぎにそれらの瓦器と共伴した土師器皿AⅡについてみよう。SK145の法量は口径9.0～9.9cm、高さ1.2～1.7cmで、これに対してSB105では口径8.0～10.3cm、高さ1.0～1.6cmを測りうち70%は口径8～9cm内におさまっている。両者の関係からみると、土師器皿AⅡの場合でも瓦器碗にみたと同じく小型化する傾向をみることができる。ただし、このことから年代が下がるに従って漸次小型化するといえるかどうかは明らかでない。

瓦器皿、土師器皿AⅠの法量の関係については、SB105、SB110のみ出土しており、SK145から比較資料が出土していないので知りえない。

ところでSB105、SB110の土器はこの時期の土器の使用のありかたとして標準的なものとみなしうるかどうか、なお考慮すべき余地を残しているが、住居跡にともなって出土した例に乏しいので、13世紀前半の一資料としてその様相をみておくことにする。

二つの住居跡の土器は供膳用として碗、皿、煮沸用として土釜がある。用途別による比率は第1表に記した通りである。SB105・SK103では煮沸用2、供膳用38、SB110・SK107では前者が2、後者が34となり、ほぼ類似した傾向をみる。また供膳用では皿AⅠが1個に対して、皿AⅡが5～6個、碗が2～3個程で構成されている。ただし、供膳用として一般にみる瓦器の小碗、貯蔵用の大型の陶器甕などを欠いている。

さて、瓦器は古代末から中世にかけて使用された土器の中心的なものである。それらの生産および流通が畿内を中心としてなされたことは、分布する遺跡のありかたからすでに明らかにされている。ただし、畿内の各地域で製作されていることが想定されながらも、なお地域的な特徴については明らかでない。ここでは今回の出土例を中心に大和の諸遺跡から出土する瓦器碗の特徴についてのみ簡単にふれておくことにする。

瓦器碗は外側に開いた形態をなすが、口縁部下半は器壁が薄く、上半部が幾分厚い。下半部には成形の際の指の痕跡をとどめるものが多い。口縁端部の内面に狭く浅い沈線をつけている。この特徴は白石氏の第3段階のはじめまで各形式に確実にみられる。これは前身の土器ともいうべき黒色土器から系譜を引く特徴で瓦器にもみられるものであるが、大和以外の地域では省略されているものが多く、また他地域では早く消失する傾向がみられる。また大和の瓦器は他地域のものに較べて器肉が薄く、断面による観察では淡灰白色で水漉した均一な粘土からなり、砂粒を全く含んでいないのも顕著な特徴の一つとして注意される。内外面の篋磨きについての細かな差異については別の機会にゆずることにしたい。

註

1. 三重県教育委員会『新野遺跡発掘調査報告—C地区—』1972年。